

# 令和6年大和市農業委員会第6回総会議事録

令和6年6月28日（金）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

## 1. 本日の出席委員

1 番 高 橋 守 委員	1 0 番 荻 窪 登 委員
2 番 大 沼 茂 樹 委員	1 1 番 池 田 俊 一 郎 委員
3 番 眞 壁 浩 二 委員	1 2 番 木 村 賢 一 委員
4 番 遠 藤 一 直 委員	1 3 番 古 谷 田 和 子 委員
6 番 渡 邊 み どり 委員	1 4 番 保 田 雄 一 委員
7 番 富 澤 克 司 委員	1 5 番 長 谷 川 慶 太 郎 委員
8 番 田 邊 義 之 委員	1 6 番 関 水 好 美 委員
9 番 古 木 恒 樹 委員	

## 2. 本日の欠席委員

5 番 小 川 正 夫 委員

## 3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 金子 純一郎  
次長 佐藤 祐介  
主査 中川 雅美  
主査 富田 規裕

## 4. 本日の議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名  
日程第 2 諸報告  
日程第 3 報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出について  
日程第 4 報告第22号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

- 日程第 5 報告第 2 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について
- 日程第 6 報告第 2 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 日程第 7 報告第 2 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 日程第 8 議案第 1 3 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第 9 議案第 1 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 1 0 議案第 1 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第 1 1 議案第 1 6 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

## 5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第 2 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 2 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告第 2 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第 2 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 報告第 2 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第 1 3 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議案第 1 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 1 6 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 15 名、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 6 年 6 月大和市農業委員会第 6 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員を指名いたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、4 番、遠藤一直委員、6 番、渡邊みどり委員。よろしくお願いたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料 1 ページをごらんください。

5 月 22 日、大和市総合計画審議会が開催され、眞壁会長が出席されました。

5 月 27 日、大和市民朝霧市推進委員会総会が開催され、眞壁会長が出席されました。

5 月 28 日、大和市園芸協会通常総会が開催され、眞壁会長が出席されました。

今の資料になりますが、お配りしました「令和 6 年大和市農業委員会第 6 回総会資料」という冊子、A4 でとじてあるものになります。こちらの資料の 1 ページが、現在の諸報告の内容になります。そちらのページをお開きいただければと思います。よろしいでしょうか。

○議長 皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、お願いたします。

○事務局 それでは、最初からまたご説明させていただきます。諸報告の内容になります。

令和 6 年 5 月 22 日、大和市総合計画審議会が開催され、眞壁会長が出席されました。

5 月 27 日、大和市民朝霧市推進委員会総会が開催され、眞壁会長が出席されました。

5 月 28 日、大和市園芸協会通常総会が開催され、眞壁会長が出席されました。

5 月 29 日、令和 6 年度全国農業委員会会長大会が都内で開催され、眞壁会長

が出席されました。

5月30日、第29回通常総代会が茅ヶ崎市で開催され、眞壁会長が出席されました。

5月31日、会長及び会長職務代理が、市長及び市議会正副議長を訪問し、就任のあいさつをされました。

6月6日、大和市総合計画審議会が開催され、眞壁会長が出席されました。

6月19日、第99回常設審議委員会が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

続いて、下段になります。県許可等の状況でございます。

令和6年第4回総会、議案第7号の深見における所有権移転許可申請につきましては、令和6年5月17日付で県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等は何かございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、私から簡単に報告させていただきます。

5月22日、総合計画審議会に出席いたしました。4月より行われている大和市の新総合計画になりますけれども、この日は目標の6番目、7番目、行政経営の方針という、何回かに分けてやったのですが、この意見を出しました。来月答申ということになります。

5月27日、朝霧市推進委員会総会に出席いたしました。ご存じのように、何か所かあります朝霧市の総会でございます。全ての議案が承認されたということでございます。

28日、こちらも園芸協会の通常総会、これも出席させていただきました。市長も出席のもと総会も行われまして、こちらも全て承認されております。

29日は、全国の農業委員会の会長大会ということでございまして、文京区の文京シビックホールというところで、約1,800名の方が参加されて、議案が全て承認されたということでございます。最後のほうに、先ほどお話もございましたが、地区計画の関係で、喜多方市と広島世羅町の農業委員会の方の活

動発表がありました。

それから30日、先ほどお話があったようにJAの通常総代会、29回でしたか、これに出席いたしました。茅ヶ崎のほうで開催され、質問もかなり多くあったのですけれども、議案は全て承認ということでございました。

それから31日、私と遠藤職務代理におきまして、古谷田市長、青木議長、町田副議長に新任のごあいさつに行ってまいりました。

それから6月6日、第5回総合計画審議会に出席いたしました。これが、先ほどの一番最初が第4回でございまして、6日が第5回ですね。基本構想と基本計画の答申案について、最終的なまとめという日になりましたので、最終的には、細かい内容につきましては、総合計画の会長と事務局で最終調整をして、答申するという事になっております。

最後、19日は、第99回常設審議委員会に初めて会長として出席させていただきました。農地法第4条の規定に基づく諮問と、農地法第5条の規定に基づく諮問が一応議題になっておりました。新しい顔ぶれも、私も含め4名ほどいました。

以上でございます。

それでは、本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第21号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明させていただきます。議事日程をごらんください。日程第3から第5について補足説明をさせていただきます。

報告第21号から報告第23号共通となります。

○議長 手元に用意する書類を伝えてください。

○事務局 議事日程の1枚ものと、議案書、横のホチキスどめのものです。

○議長 ホチキスの縦どめと横どめと両方あります。総会資料と書いてある絵が入っているものと、それから、横どめ、「令和6年度大和市農業委員会第6回総会議案書」と本日の日付が入っているもの、基本的には、こちらを2つご用意いただきたいと思っております。

○事務局       では、続けさせていただきます。

報告第21号から報告第23号共通となりますが、前月に提出された届出について、翌月の総会時に報告しております。よって、今回の案件は5月中に提出されたものでございます。また、この届出については書類審査のみでございまして、農業委員の立ち会い、また現場での立ち会い等はございません。

報告第21号の農地法第3条の3の規定による届出とは、相続により権利を設定する場合に提出されるものです。報告第22号の農地法第4条の規定による届出とは、所有者が自ら転用する場合、報告第23号の農地法第5条の規定による届出とは、所有権移転、使用貸借、賃貸借等、所有者が、所有者以外の方に権利を設定して転用する場合に提出されるものです。また、報告第22号、23号は、市街化区域内の農地に限って提出される届出になります。例えば、既に転用されていた場合であっても、登記地目が畑または田の場合には提出されません。

補足説明は以上です。

それでは、報告第21号についてご説明いたします。議案書の1から2ページの3件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

なお、受付番号3番については、報告第25号と関連しています。

説明は以上です。

○議長       事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員       報告第21号の2番についてですが、相続により報告があったということですが、ご年齢が71歳ということですが、このほかにも手伝って農作業していく方がどなたかいらっしゃるのでしょうか。

○議長       事務局。

○事務局       奥様と2人でやっていると聞いております。

○議長       その他、質疑、意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第22号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第5、報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明します。

報告第22号については議案書3ページの4件が、報告第23号については議案書4ページの6件がございました。案内図は総会資料の3から5ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 報告第22号、議案書の3ページと総会資料の地図の3ページの4番、それぞれ4番についてですけれども、登記地目、現況地目がそれぞれ畑、畑となっておりますが、地図のほうを見ますと、網かけ線のところが今回の報告の対象のところだと思うのですが、建物のようなものが描いてあるのですが、この建物は何年ぐらい前に建てられたものなのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 いつごろ建てられたお家なのか定かではないのですけれども、届出の段階では、この敷地の西側にある駐車場を広げますということでお受けした届出になります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうしますと、今回の利用目的が駐車場10台ということですが、この建物は壊してしまうという認識でよろしいですか。

○議長 事務局。

○事務局 私もその認識で受け取ってはいたのですけれども、先日、現地を確認したと

ころ、建物はまだ残っていました。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうすると、この転用目的の駐車場10台というのは、今後するのか、まだ不確定ということなのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 あくまで届出でありますので、こちらは状況を確認しましたら受け取るものなのですけれども、この後、もしかしたら動きがあるかもしれませんが、こちらでは把握できておりません。今回の届出は、駐車場10台ということでお受けしています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 それと、この網かけのところの周囲が、今回と多分同一の筆なのかわからないですけれども、西側か南側かはL字形になっているところがあると思うのですが、ここは登記、現況地目はそれぞれ宅地だったのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは畑ではないそうです。

○議長 そのほか、質疑、意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第6、報告第24号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 まず、本件について補足説明をさせていただきます。

生産緑地法は、将来にわたり農地または緑地等として残すべき土地を市が指定することにより、円滑な都市計画を実施することを目的としています。生産緑地は、市街化区域の農地のうち、一団で500㎡以上の農地について、市が審査の上、指定するものです。生産緑地地区に指定がされると、転用は原則として認められず、30年間農地として利用することとなります。

本証明は、生産緑地の主たる従事者が亡くなったまたは故障したことにより、

農業経営の継続が困難となった農家が、生産緑地の制限を解除して譲渡可能にするための手続となります。本証明を発行した後、市に買取り申出を行い、3カ月以内に所有権の移転が行われなかった場合、行為制限が解除されます。

本証明は、書類審査、現地確認、農業委員が立ち会いを行い、被相続人が主たる従事者であったことを確認して証明を交付するものです。

なお、市に買取り申出を行うには、主たる従事者の死亡または故障のほか、生産緑地の告示から30年経過した場合、特定生産緑地として継続してから10年経過した場合があります。

補足説明は以上です。

それでは、報告第24号についてご説明します。議案書は5ページ、案内図は総会資料の6ページになります。

生産緑地を所有していた被相続人が、令和5年12月22日に死亡したことにより、相続人である子が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。

本件の被相続人は、生前、年300日程度耕作しておりましたが、亡くなる半年ほど前から体調を崩し、歩くのもつらくなり、亡くなる10日ほど前に入院。亡くなる2～3日前まで経営者として作業指示をしていたとのこと。よって、主たる従事者であると判断できます。

現地は、ジャガイモ、タマネギ、トウモロコシ等の露地野菜、柿、栗、イチジクなどの果樹が植えられており、適切に肥培管理がなされています。ついては、申出人と遠藤委員とで、令和6年5月21日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。  
遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 事務局の説明のとおり、5月21日に私と事務局で現地を確認しました。

現地は管理されていました。また、申出人の父が農業従事者であったことは確認しており、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 資料の説明をちょっとお願いしたいのですが、議案書5ページの、今拝見しているものの合計15筆、6,042㎡、田0㎡、畑5,058㎡、そのほか984㎡となっているのですが、これは、今回の申請に出てきた対象の土地の計が6,042㎡であるということでしょうか。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 はい、そのとおりでございます。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 それでは、所有している全ての農地をここに計上されているわけではないという認識でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 はい、そのとおりです。

○長谷川委員 それで、この表を拝見しますと、そのほか984㎡とあるのですが、これは上から3段目、121-2、山林、畑というのが該当すると思うのですが、これがそれに対応するものという認識でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。

○議長 よろしいですか。

そのほか、質疑、意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、報告第25号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 まず、本件について補足説明いたします。

農地の相続については、生涯農業を継続する意欲のある相続人に対し、相続税の納税を猶予することで農地を保っていこうという趣旨の制度があります。この納税猶予制度の適用を受けようとする者は、相続税の申告期限、つまり相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内ですけれども、申告期限までに被相続人の住所地の税務署に申告することになっています。申告に当たって、農業委員会の発行する相続税の納税猶予に関する適格者証明書を添付しなければならないので、農業委員会では、証明書交付の希望があれば、申請人が適格者かどうかを判断し、納税猶予の適格者証明書を交付しています。

それでは、続けさせていただきます。報告第25号についてご説明します。議案書の6から7ページをごらんください。総会資料は7から8ページです。

相続人は、被相続人の存命中から農業経営をし、自作及び貸し付けを行ってきました。相続後も農業経営を継続していく意向です。現地は、自作地については果樹及び露地野菜を栽培しており、肥培管理がなされております。貸付地については、露地野菜が栽培されており、肥培管理がなされております。しかし、一部において、雑草が繁茂し管理不足が確認されたため、事務局から申請人及び借人へ管理するよう指導を行い、双方ともに、農業上の利用増進につながる草刈り等の管理行為を始めております。

については、6月10日に関水委員と相続人立ち会いのもと、現地確認の上、納税猶予を受けるに適格者であることを確認し、証明したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております委員の説明をお願いします。

関水委員、お願いします。

○関水委員 私、6月10日に事務局と現地に行き、相続人と立ち会って現地畑を確認いたしました。事務局の説明どおり、納税猶予に関して意思確認を行いました。今回の件は問題ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますか。

田邊委員。

○田邊委員 1点だけ確認させていただきたいのですけれども、土地の所在地で●●の60-1、60-4、60-5、130、これは令和6年2月の総会時に、●●の方に多分、5年契約で賃貸借をやっていると思うのですが、今回の申請者の方ですが、5年後どうするかとか、意向とかはお持ちですか。自分でやる、または返してもらうという感じなのか続けるのかが、もしわかれば教えていただきたいです。

○議長 事務局。

○事務局 はっきりとお伺いしたわけではないのですけれども、継続して貸し付け続ける意向であることはお聞きしています。

○議長 そのほか、質疑。長谷川委員。

○長谷川委員 今回の面積が1万451㎡ということですが、今回、田邊委員からもあったように、貸しているところが一部あったとしても、まあまあの面積ではあると思うのですね。それも1カ所ではなく、点在しているような状況にあると思うのですけれども、相続人お一人でこれをやっていくことが可能なのか、また、さっきもあったような質問ですが、ほかにお手伝いしていただける人が、奥様も一緒にやるとか、これからの経営方策はどのようにしていくのかを教えてくださいいただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 その他、先ほど田邊委員からご質問を受けた貸付地のほかに、貸しているところをご案内させていただこうかと思います。

まず、資料の7ページ、先ほどご質問あったところは、一番北側の130と書いてある筆、それから、その左下の畑の一团になります。この地図で一番下側、●●●の南側に数字の6のような形の大きな土地があるかと思います。38-1と書いてある筆ですけれども、こちらについても現在貸し付けを行っています。それから、もう1ページめくっていただいて、裏面のほう、こちらの区画整理をした北側の四角い筆があるのですけれども、この一团の筆は、3筆まとまったところですね、こちらは今貸付中で、継続して貸し付ける意向があります。

したがって、それぞれのページの三角形の形をした筆の部分がご自身で管理していくという形の土地になりますので、お一人でも、基本的には果樹の畑と露地の部分と混在しているところではあるのですけれども、お一人で管理していくということでお話を伺っています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 それと、地図の7ページのほう、47番4と52番9の間に1本、細長い空白というか、今回とやや関係ない白抜きのところがあるのですが、ここは一体何の土地なのでしょう。

○議長 事務局。

○事務局 県の所有地で、畑かんの筆になります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そちらも、県の所有ということは、こちらは耕作地ではないという認識でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ご指摘のとおりです。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 耕作地なのですか。通作は可能という認識でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 1m程度の溝が当時あったのでしようけれども、現在は上を通ることができますので、またぐことで、分断されておられませんので、きちんと活用ができます。

○議長 木村委員。

○木村委員 今、貸付先がどこかということを中心にお聞きしたかったのですが、今の質問で答えがありましたので、その点は終わりとして、1点だけ、今回の申請では、市街化区域と市街化調整区域があるわけですが、調整区域については、明細地図で見たところ、番号1の中段ちょっと下の130、この図面という130番の1、355㎡、ここだけが調整区域ということで、ちょっと確認なのですが、よろしいですか。

○議長 事務局。

○事務局 130番も調整区域で、その左下の三角形の60番1から1・4・5も調整区域になります。その真下の●●に隣接している三角形の●●にくっつくような形の土地の部分についても調整区域になります。

○議長 その他、質疑、ご意見ございますか。よろしいですか。  
(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。  
本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、議案第13号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。  
事務局、説明をお願いします。

○事務局 まず、本件について補足説明をさせていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転または賃借権、使用貸借権の設定を受けようとする場合は、許可を受ける必要があります。許可を受けるには、譲受人やその世帯員が、全ての農地について効率的に利用して耕作等を行うと認められること、譲受人が農業に常時従事すると認められるなどの条件を満たす必要があります。本件は、農業委員会での許可案件ですので、総会で許可となりますと、そのまま許可証の発行となります。

補足説明は以上です。

それでは、議案第13号についてご説明いたします。議案書は8ページ、総会資料10・11ページをごらんください。受付番号1番、2番をあわせてご説明いたします。

申請地及び申請者は、議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料10ページの地図に斜線で示しております。地目は畑です。申請地を含み太線で囲まれた土地全体が、大和市の市民農園として活用されています。申請理由は、持ち分の整理となります。姉妹で2分の1ずつ相続した申請地を、4月の総会で3条許可を得て単独所有にしています。今回は、52の土地を妹から姉へ、53の土地を姉から妹へ所有権移転することにより、53を含む市民農園の北側半分を姉所有に、52を含む市民農園南側半分を妹所有にしたいとのことです。現地は、今後も市民農園を継続したいとのことです。

申請人と4月15日に遠藤委員とともに現地でお会いし、申請内容や状況を確認しており、今回、遠藤委員と現地確認したところ、状況が変わっていなかったため、申請人との立ち会いは省略いたしました。譲渡人及び譲受人は、ともに200日程度従事しており、耕運機、草刈り機、防除機等を所持しております。妹が35年程度、姉が47年程度の農業経験があるとのことでした。

農地法第3条第2項各号には抵触しないことが確認できたため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 5月21日に現地にて私と事務局で現地確認をしました。現地は4月15日時点と原状に変化がないことを確認しました。今回許可することは問題ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見がございますか。

木村委員。

○木村委員 姉妹同士で交換されたということですがけれども、同じ敷地全体の農地の中の、面積が20㎡ほど差があるのですが、これは、姉妹話し合いの上、合意のもと等価交換のような形でされたのか、ちょっと確認だけなのですが。

○議長 事務局。

○事務局 等価交換と聞いておりますので、面積の違うところは、接道とかそのような条件で、価値を一緒にしたということだと聞いております。

○議長 ほかに質疑、意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより、議案第13号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

受付番号1について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第13号、受付番号1は、許可することに決定いたしました。

○議長 次に、受付番号2について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第13号、受付番号2は、許可することに決定いたしました。

○議長 日程第9、議案第14号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 最初に補足説明をいたします。

調整区域内の農地転用の許可は県知事、4haを超える転用は農林水産大臣が行うこととなりますが、農業委員会では、許可申請書を受け付け、総会において申請内容を審査し、許可相当、不許可相当などの意見を付して県知事に申請書類を送付するものです。

それでは、議案第14号、受付番号1番についてご説明いたします。議案書9ページ、資料は12から13ページをごらんください。

申請内容は記載のとおりでございます。申請地の位置図は、総会資料12ページに斜線で示しております。地目は畑で、現況は畑となっております。転用目的は駐車場です。1筆挟んだ東隣にある運送業を営む法人に貸し出す計画です。借受予定法人の現在の駐車場は、通勤用の乗用車5台分及び営業用トラック8台分のスペースがあります。法人の営業用トラックの所有台数は22台ですが、14台分が事業所から離れた臨時の駐車場を借りている状況で、効率性の悪さから、事務所付近の駐車場として借り受けることができる土地が必要となり、現在の法人所在地の土地の貸主でもある本件の申請人に相談したとのこと。申請人については、加齢による身体的な衰えと後継者不足等のやむを得ない理由により10年以上耕作ができておらず、法人からの相談を受け、転用するに至りました。

借受予定法人の既存駐車場と近接しているため、位置は妥当であると考えます。また、借受予定法人が希望する14台の車両を駐車する面積も妥当であると考えます。駐車場と道路との間には擁壁を設置せず、道路からすぐに車両の出入りが可能な土地利用計画となっておりますが、周囲、近隣に他の農地がない場所であります。周囲は宅地に囲まれている所在地の状況です。転圧し、土地のレベルを接道より下げた上で砂利敷仕上げとし、雨水は、土地を南方向に傾斜をつけた上で、南端に浸透ますを設置して敷地内処理する計画です。

農地の区分は、おおむね半径500m以内に公共施設が2つ以上あり、水道管、下水管の2種が埋設されている幅員4メートル以上の道路に接していることから、第3種農地と判断いたしました。

なお、申請地の接道は上和田小学校の通学路であります。通学時間帯の入出庫は原則行わず、やむを得ずその時間帯に入出庫する場合は、事故が起こる可能性が想定される東側交差点に人員配置をするなどの安全に対する配慮を、書面で事業計画書とともに提出いただいていることを追加としてご報告いたします。

令和6年6月13日に、申請人の代理人、木村委員と事務局で現地にて確認を行っております。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。木村委員、お願いします。

○木村委員 今、事務局から話がありましたけれども、6月13日、現地にて事務局と私、そして申請人の代理人とお会いいたしまして現地を確認させていただきました。内容は、ただいま事務局説明のとおりであります。本申請の意思確認をまずして、近隣の運送会社の駐車場として利用していく旨の返答を受けました。そしてまた、工事の説明を受けました。今回の件については、やむを得ないと思っております。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

池田委員。

○池田委員　これは、路面は何とおっしゃいましたか。砂利ですか。

○議長　事務局。

○事務局　そのとおりです。砂利敷の駐車場になります。

○議長　池田委員。

○池田委員　雨水の関係ですけれども、浸透ます1つで十分のみ込みができるのでしょうか。自区内処理で。

○議長　事務局。

○事務局　南側に浸透ますを2本立てて、間は塩ビの管を通して浸透施設をつくるという事で聞いています。12ページの地図でいうと、①から②にかけて敷地内処理の施設が入るということです。

○議長　池田委員。

○池田委員　これは、ちなみに①のほうの道路に雨水施設があるでしょう。

○議長　事務局。

○事務局　一応、敷地内浸透処理ではあるのですが、①の記載のある道路上は、今回の転用申請をする申請地右縁に沿ってU字溝があるのは確認しました。

○議長　池田委員。

○池田委員　今のとちょっと外れるかもしれないけれども、流末はどっちに流れるの。①のほうで、上のほうに流れていくの。

○議長　事務局。

○事務局　恐らく、これは下に流れていくはずです。

○議長　池田委員。

○池田委員　最近の雨量の関係をみると、想定外の雨が降るという状況でございますから、すぐ浸水してしまうと。今のお話のように、自区内処理が当然でございますけれども、当然、道路側に雨水が流れることも予想されると思うのですね。その辺も、ここら辺は今、聞いたところ、子供たちの登校等の安全があるのでしょうけれども、この辺は、今後、対象としては十分考える必要があるかと。あくまでも、これだけの駐車場ですので、当然、のみ込みできない部分もある

だろうと思うのですけれども、そのはみ出した部分は、当然今の道路沿いに流れ込みますので、その辺も、今後の対策としてはもう少し流末を増やすとか考えたほうがよろしいのではないかとということ意見を申し上げます。

○議長　そのほか。田邊委員。

○田邊委員　今回の許可申請の審査項目には入っていないと思うのですけれども、これに関連して、今年4月の非農地証明、この方の2件を承認したと思うのですが、こちらの登記の地目変更とかはもう終わったのは確認できましたか。

○議長　事務局。

○事務局　地目変更が終わっていらっしゃることは確認しました。

○議長　そのほか質疑ございますか。長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員　この申請人の方は、これ以外の畑、耕作していこうという農地、それに相当するものは残っているのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　●●地区の一団の農地があるのですけれども、そちらにも農地を持っています。毎年、農地パトロールで指摘されてしまう部分にはなっているのですけれども、ご家族の方が、指摘を受ければ草を刈っているという状況になっております。恐らく、これからヒアリングしていくのですけれども、貸すご意向があると代理人から聞いておりますので、可能であれば、借りたいという方におつなぎできればと考えております。

○議長　長谷川委員。

○長谷川委員　ちょっと聞き漏らしてしまったのですが、露天駐車場ということですが、何台ぐらいの利用を考えていらっしゃるのですか。

○議長　事務局。

○事務局　計画上は、現在所有しているトラックが22台ありまして、そのうち8台が現在の敷地の中に入っている状態なのです。14台があふれているご状況ですので、ちょうどこの、形がなかなか難しい地形をしているのですが、駐車台数としては、きっちり14台おさまるような形で土地利用計画が提出されています。

○議長　木村委員。

○木村委員 先ほどの立ち会いしたときの説明には加えなかったのですが、この現地の南側に1軒、ここに書いてあります家がありまして、そちらの北側がこの方の車庫になって、乗用車の出入りを毎日ここからされているので、それと、今回の案件のいわゆる通路と重なりますので、これは事前に、早めに南側に住んでいる方に事情をよく説明して、今後、問題が出てこないように。トラックが14台から毎日出入り、道路が主となるのですが、その中のほうにもトラックが何台か出入りしますので、南側の家の方に丁寧に事前に説明をよくしておいてくださいと、それは一応付け加えて、当日、代理人の方には言っておきました。

以上、追加報告させていただきます。

○議長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第14号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。

本件を許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第14号は、許可相当とすることに決定いたしました。

○議長 日程第10、議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

受付番号1について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 まず、補足説明いたします。

調整区域内の農地の遊休化を解決する一つ的手段として、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積制度があります。この制度は、農地の貸し借りなどについて、農地利利用集積計画を市が農業委員会の計画決定を受けて定め、農地の流動化を図るものです。農地法3条の許可は不要であり、期間を決めて貸

し借りを行うもので、借人、貸人双方が安心して農地の管理ができるものです。

それでは議案第15号、受付番号1番についてご説明いたします。議案書10ページ、資料は14から15ページになります。

大和市長から、令和6年6月12日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。新規の案件でございます。賃貸借権を設定する土地の面積は1,573㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等の農機具を所有し、現在4,023㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者2名で農業経営を行っております。

令和6年6月7日に木村委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 次に、受付番号2について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第15号、受付番号2番についてご説明いたします。議案書は10ページ、資料は16・17ページになります。

大和市長から、令和6年6月12日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。新規の案件でございます。使用貸借権を設定する土地の面積は511㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間、使用貸借権を設定して、露地野菜を栽培する計画です。借人は田植機等農機具を所有し、現在6,103㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者3名で農業経営を行っております。

令和6年6月7日に荻窪委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

受付番号1番について、木村委員、お願いします。

○木村委員 受付番号1番についてですが、これは、先ほどありましたように、6月7日に事務局と現地に参りまして、借人、ここに書いてある方とお会いし、確認いたしました。現地は、図に見られますように管理されておりまして、問題ないと思います。現在は、これは草を刈って、もう既にトラクターで耕運し終わった状態になっています。

以上です。

○議長 次に、受付番号2番について、荻窪委員、お願いします。

○荻窪委員 受付番号2番について、6月7日に事務局と現地に赴き、借人とお会いし、確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

以上でございます。

ま議長 地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 両方に共通することですが、実際につくる作物について、何か申告があるようでしたらお聞かせください。

○議長 事務局。

○事務局 ひとまず、受付番号1番のほうからお答えしたいと思います。間に合えば枝豆。恐らく8月1日からということなので、秋野菜のほうからスタートするよ  
うな形で計画していきたいとお話しされていました。

○議長 事務局。

○事務局 受付番号2番のほうですが、トウモロコシを計画していると聞いております。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 ちなみに、普通の栽培でお野菜をつくるのか、それとも有機に近いような形で栽培を計画しているか、わかる範囲で結構ですが。

○議長 事務局。

○事務局 受付番号1番の借受人の法人は、有機農法で野菜をつくって販売するという  
ことの事業を展開していらっしゃる場所なので、今回のところも有機農法で

やられるそうです。

○議長 事務局。

○事務局 受付番号2番のほうは、特に有機農法とかは聞いておりませんので、通常の方法だと思われます。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 ありがとうございます。

○議長 そのほか質疑、ご意見。田邊委員。

○田邊委員 受付番号1番の法人の方ですけれども、4,023㎡の借りている農地も多分有機栽培で行っていると思うのですが、現状、こちらの農地は適正に栽培されていますか。

○議長 事務局。

○事務局 貸付後、順調にやっらせて、ほぼほぼ全体フルで使っいらっしゃるご状況です。夏野菜の販売を先週か先々週から宅配で開始したということで伺っていますが、私も時々現地を見に伺っているのですけれども、上手に全面的に使っいらっしゃいます。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 こちらの法人の今後の方向性ですけれども、これからまだ規模拡大していく意向とかをお持ちなのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 広げたいとおっしやっいらっしやいます。この法人は20代の男性が3人でやっいらっしやるので、今のところ、ようやく6,100㎡になりますから。●●のほうでも1反程度借りているとは聞いているのですけれども、まだまだ全然広げたいということで、また紹介していただきたいということは伺っています。

○議長 そのほかございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 2番の方ですが、利用権の設定を受ける方が法人ということですが、通作のほうは可能なのでしょうか。もしくは、もう大和市で何かある程度拠点があっ、それに追加するような形なののでしょうか。

○議長 事務局。

- 事務局　大和市で何か所か既にお借りになっている方なので、追加でということになります。
- 議長　事務局。
- 事務局　すみません、ここの法人は、今、借りているだけではなくて所有地も大和市に、500㎡ないところですけども、以前、3条の許可を出して、拠点をつくるということの計画のご意向があるという法人になります。
- 議長　長谷川委員。
- 長谷川委員　今、所有の農地に関してですけども、先ほどの1番と同じように、特に問題なく稼働されているようなことでよろしいでしょうか。
- 議長　事務局。
- 事務局　問題なく稼働されています。
- 議長　長谷川委員。
- 長谷川委員　それと、1番についてですけども、資料の14ページを拝見しますと、形がいびつな感じで計画されているというか、ここの申請が出ていますが、これは何か理由があるのでしょうか。
- 議長　事務局。
- 事務局　所有者側が作付を行っている部分は貸さないということで、その他、手に余っている部分について貸したいというご意向だったのですね。それで、どういう形で貸しますかということで打ち合わせ等をしたのですけれども、結果、このような形で、数字の1のような形の筆割を所有者のほうでご自身でなされて、ここを貸しますということでご申告いただきました。
- 議長　長谷川委員。
- 長谷川委員　ありがとうございます。
- 議長　その他、質疑、ご意見ございますか。よろしいですか。
- （発言者なし）
- 議長　質疑を終結いたします。
- これより、議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを採決いたします。
- 受付番号1番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めま

す。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長 日程第11、議案第16号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、日程第11、議案第16号について説明いたします。議案書の11ページをごらんください。総会資料は18ページとなります。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてでございます。過去に、他市で農業委員会会長が、農地法違反と農地転用にかかわる収賄の容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生いたしました。こうした事態を受け、5年前になりますが、開催された令和元年度全国農業委員会会長・代表者集会におきまして、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ、これが資料のほうに添付されている内容になりますけれども、こちらを決議し、改めて農業委員会の組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことで確認されました。その申し合わせにつきましては、資料のとおりになります。

いうまでもなく、農業委員会は法令遵守による公正公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努める行政委員会であります。このことから、代表者集会の決議の趣旨にのっとりまして、農業委員等の綱紀の保持を徹底していくため、本市の農業委員会総会においても法令遵守の申し合わせを決議するものでございます。

申し合わせ内容につきまして若干補足させていただきますが、議案の中段の1、農業委員会法第31条の「議事の参与の制限」というものがございます。こち

らは、農業委員ご自身または同居の親族、配偶者に関係する事項につきましては、その議事や採択に参加することができない旨の規定になります。また、2のところ、「法令遵守を徹底するための研修等を実施すること」とありますが、こちらの研修につきましては、今後、全国農業会議所が作成した研修ビデオ等がございますので、そちらを活用し、機会を捉えて研修を実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

池田委員。

○池田委員 今説明いただきましたけれども、議事参与の制限というのは、どこまでを制限されているのですか。

○議長 事務局。

○事務局 例えば、今回のような議案に載ってくるような案件がございます。その場合に、その当事者とといいますか関係者について、ここにお名前が載ってくるような方々ご自身または同居の親族、配偶者に関する事項については、その議事の採択に参加することはできないということですので、そういった場合には一時退席をしていただいて、議事には参加できないという趣旨の内容でございます。

○議長 池田委員。

○池田委員 6親等か何かあったのではなかったですか。範囲ではなかったですか。どこら辺、親族といってもいろいろあると思うのだけれども。その辺、ちょっと曖昧かな。

○議長 事務局。

○事務局 同居の親族及び配偶者ですので、ご本人、配偶者、あと、同居の親族ということ。

○池田委員 いつも曖昧なのだけれども。同居というのは。

○事務局 同居なので、別居の場合はまた、制限はかからないということ。

○議長 池田委員。

○池田委員 農家でいうと、非常に大きな敷地の中に子どもと、あるいは親等、別々の

棟があると思うけれども、それは同居なのですか。敷地の中に子どもの家がある、あるいは奥さんの、あるという場合が。同居というのは、あくまでも一つの建物の中に一緒に住んでいるということですか。

○議長 事務局。

○事務局 同居ということですので、あくまでも一つの屋根の下という趣旨かと思えます。同住所で別世帯とあると思うのですけれども。

○池田委員 分所帯の場合はわかるのだけれども、分所帯であっても、同じ敷地内に子どもの家があるというのは珍しくないと思うけれども、その場合は同居なのですか。

○議長 事務局。

○事務局 すみませんが、そこは確認させてください。先ほどの親族の範囲も曖昧でしたので、お調べして、次回回答させていただきたいと思えます。

○議長 それでは、次回ということで、よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第16号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を採決いたします。

本件を原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和6年6月大和市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

午前11時24分 閉会